

1 項目	2 適用外要件	3 認証基準	4 評価点
エレベーターの設置について	上下階の移動が伴わない場合	出入口までに上下階の移動が伴う場合は、エレベーターが設置されていること (必須)	必須
屋外の出入口について	—	(1) 出入口の幅は80cm以上が確保されていること (2) 出入口は常時開放、自動扉または引き戸のいずれかである (1点) ※呼び出しボタンの設置等により人的サポートを受けられる状態にあれば可とする (3) 出入口に2cm以上の段差がないこと (1点)	(1) 必須 (2) 1点 (3) 1点
駐車施設の整備について	駐車施設の確保が困難な狭小敷地であること	(1) 車椅子利用者用駐車施設を設けること。(1点) (2) 車椅子利用者用駐車施設に屋根を設定すること。(1点)	(1) 1点 (2) 1点
屋内の通路について	廊下を設けない施設であること	不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設けること (1点)	1点
トイレの整備について	—	多目的トイレまたはそれに準ずる80cm以上の扉幅のトイレで車椅子が対応できるものが設置されていること (2点)	2点
高齢者又は乳幼児用設備の整備について	—	キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置すること (2点)	2点
物品販売店又は飲食店の利用居室の整備について	物品販売店又は飲食店以外の用途であること	(1) 物品販売店は、内部の通路の幅が120cm以上であること (1点) (2) 飲食店は、以下に適合すること (1点) ・利用居室内の通路幅が80cm以上であること ・テーブル又はカウンターに設ける椅子は過半数を可動できるものとし、テーブル等には車椅子使用者に配慮した空間を設けること	(1) 1点 (2) 1点
運営面の配慮	—	貸出用車椅子又は筆談ボード (タブレット端末等含む) を設置すること (1点)	1点